

議案第69号

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年9月1日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である公益的法人等で規則で定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員
- (4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年加西市条例第19号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和42年加西市条例第45号）第2条のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事

項

(2) 前号に規定する職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

(3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合

(4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例等の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例

(昭和42年加西市条例第38号)第33条第1項の規定の運用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務にかかる労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(報告)

第7条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので、規則で定めるものとする。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を採用する場合)

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でない認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみな

したならば、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第 10 条第 2 項に規定する条例で定める事項)

第 12 条 法第 10 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 10 条第 1 項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第 13 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に関する一般職の職員の給与に関する条例第 33 条第 1 項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第 14 条 退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(報告)

第 15 条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため、本条例を定めるようとするもの。

【概要】

- ・職員の身分を有したまま派遣ができる対象
業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である公益的法人等で規則で定めるもの。
- ・派遣する際に退職扱いとなる対象
市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので、規則で定める株式会社